

令和 7 年度
第 3 回松伏町国民健康保険運営協議会

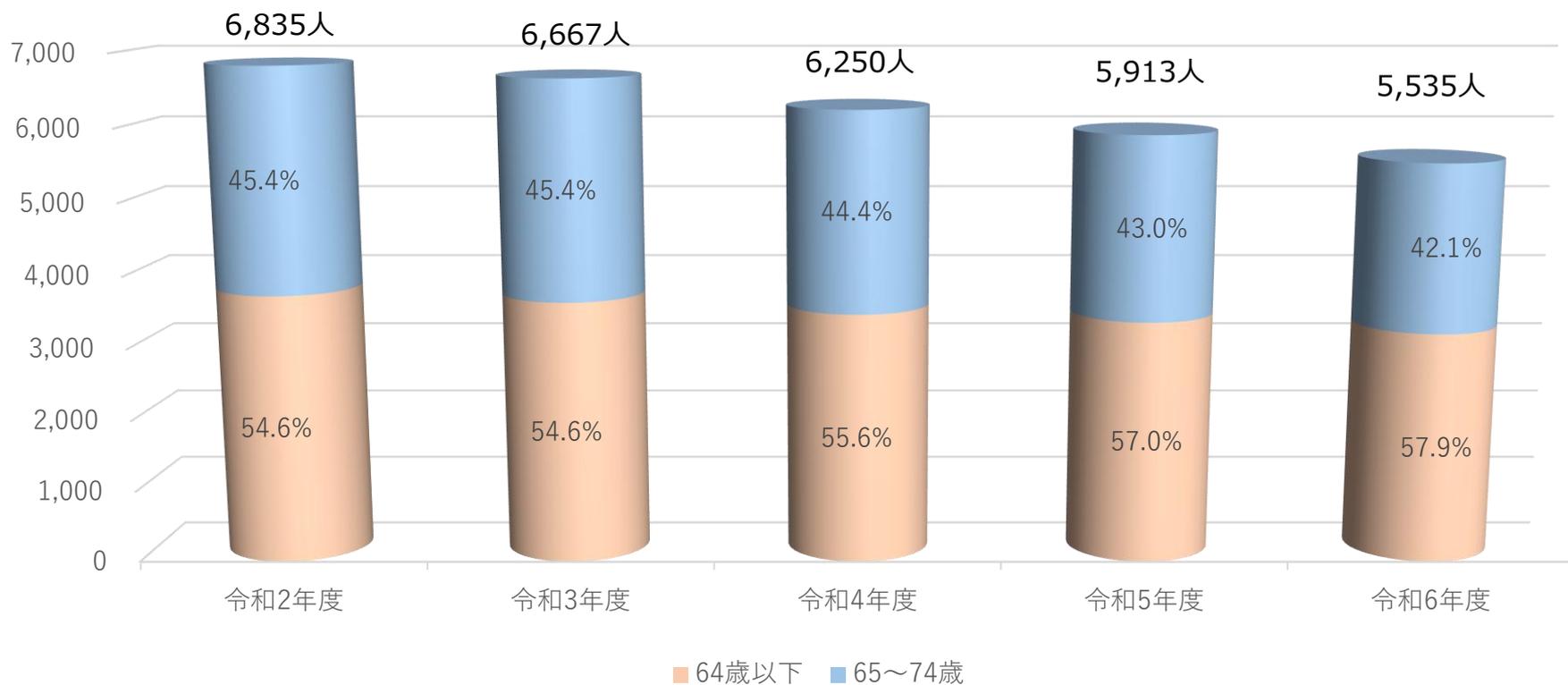
松伏町 住民ほけん課
令和 8 年 2 月 1 7 日

目次

- 1 松伏町国民健康保険の現状 . . . 1
- 2 令和8年度松伏町国民健康保険特別会計予算（案）について . . . 6
- 3 当初予算編成のポイント . . . 9

1 松伏町国民健康保険の現状

1 被保険者数の推移（年度末時点）



ポイント！

- 人口減少や高齢化による後期高齢者医療への移行、被用者保険の適用拡大等により、被保険者数の減少は今後も続く見込み。
- 前期高齢者数（65歳から74歳まで）の全体に占める割合は、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行したため減少してる。

2 医療費の推移

総医療費及び一人あたり医療費の推移



ポイント！

- 被保険者数の減少に伴い、総医療費は年々減少傾向となっている。
- 1人あたり医療費は、高齢化の進展や医療の高度化により増加傾向にある。

3 松伏町保険税率と標準保険税率

令和8年度松伏町保険税率（案）と標準保険税率との比較

		松伏町	令和8年度 標準保険税率	標準保険税率 との差異
医療給付費分	所得割額	7.80%	8.23%	▲0.43%
	均等割額	37,400円	50,007円	▲ 12,607円
	課税限度額	66万円		
後期高齢者支援金等分	所得割額	2.00%	2.85%	▲0.85%
	均等割額	10,400円	17,236円	▲ 6,836円
	課税限度額	26万円		
介護納付金分	所得割額	1.60%	2.50%	▲0.90%
	均等割額	12,300円	17,717円	▲ 5,417円
	課税限度額	17万円		
子ども・子育て支援 納付金分	所得割額	0.29%	0.29%	0%
	均等割額	1,773円	1,773円	0円
	18歳以上均等割額	148円	148円	0円
	課税限度額	3万円		
合 計	所得割額	11.69%	13.87%	▲2.18%
	均等割額	62,021円	86,881円	▲ 24,860円
	課税限度額	112万円		

ポイント！

- 令和8年度から子ども・子育て支援納付金分を標準保険税率で追加する。仮算定から所得割0.03%、均等割合計237円の増となった。
- 18歳未満の子ども・子育て支援納付金分均等割は全額軽減され、その軽減分を18歳以上の加入者で負担する仕組みとなる。
- 医療・後期・介護分の税率改定は行わない。
- 課税限度額を医療分1万円、後期支援分2万円引き上げる。

4 国民健康保険財政調整基金保有額の推移

【基金保有額】

【単位：円】

	年度当初保有額	積立額	取崩額	年度末保有額	備考
令和3年度	215,254,000	117,716,000	102,165,000	230,805,000	・法定外一般会計繰入金50,000,000円
令和4年度	230,805,000	106,472,000	103,603,000	233,674,000	・法定外一般会計繰入金40,000,000円
令和5年度	233,674,000	56,295,000	71,948,000	218,021,000	・法定外一般会計繰入金30,000,000円
令和6年度	218,021,000	17,702,000	83,960,000	151,763,000	・法定外一般会計繰入金20,000,000円
令和7年度 (見込み)	151,763,000	133,000	51,257,000	100,639,000	・法定外一般会計繰入金10,000,000円
令和8年度 (当初予算)	100,639,000	51,000	88,332,000	12,358,000	・法定外一般会計繰入金 0円

ポイント！

- 令和7年度末における基金残高は、**1億63万9千円**となる見込み
- 令和8年度当初予算では、財政調整基金から**8,833万2千円**を取り崩して財源とする予定

2 令和8年度松伏町国民健康保険 特別会計予算（案）について

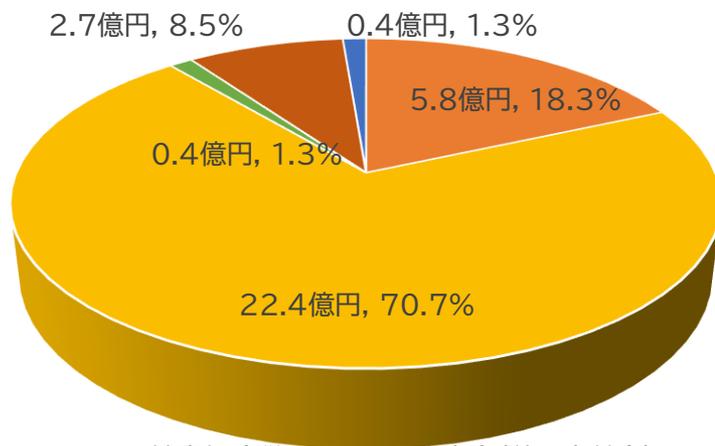
令和8年度松伏町国民健康保険特別会計予算（案）

【歳入】

※予算は3月議会の議決を経て成立するものです。

款	R8年度 予算（案） 【C】	R7年度 予 算 【D】	対前年比		増減の主な要因
			金額 【C-D】	伸び率 【(C-D)/D】	
国民健康保険税	5.8億円	5.7億円	0.1億円	1.8%	子ども子育て分の追加のため
県支出金（普通交付金）	22.4億円	22.3億円	0.1億円	0.4%	保険給付費の増のため
県支出金（特別交付金）	0.4億円	0.4億円	0.0億円	0.0%	
繰入金	2.7億円	2.4億円	0.3億円	12.5%	基金繰入金の増のため
（うち基金繰入金）	0.9億円	0.6億円	0.3億円	50.0%	歳入不足を基金から繰入れ
（うちその他繰入金）	0.0億円	0.1億円	▲0.1億円	▲100.0%	令和8年度から解消
その他の収入（※）	0.4億円	0.5億円	▲0.1億円	▲20.0%	
計	31.7億円	31.3億円	0.4億円	1.3%	

（※）「使用料及び手数料」、「国庫支出金」、「財産収入」、「寄附金」、「繰越金」、「諸収入」



- 国民健康保険税
- 県支出金(普通交付金)
- 県支出金(特別交付金)
- 繰入金
- その他の収入(※2)

【国民健康保険税】

被保険者が負担する保険税

【県支出金】

保険給付費の財源として県から交付される「普通交付金」と、市町村の取組等に応じて交付される「特別交付金」等がある。

【繰入金】

法令に基づいた一般会計からの繰入金等

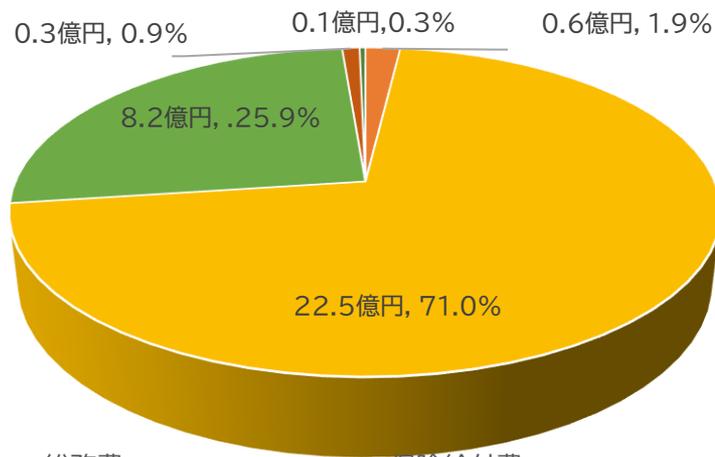
令和8年度松伏町国民健康保険特別会計予算（案）

【歳出】

※予算は3月議会の議決を経て成立するものです。

款	R8年度 予算（案） 【A】	R7年度 予 算 【B】	対前年比		増減の主な要因
			金額 【A-B】	伸び率 【(A-B)/B】	
総務費	0.6億円	0.5億円	0.1億円	20.0%	医療費適正化事業の移行のため
保険給付費	22.5億円	22.4億円	0.1億円	0.4%	高額療養費の増のため
国民健康保険事業費納付金	8.2億円	7.9億円	0.3億円	3.8%	子ども子育て分の追加のため
保健事業費	0.3億円	0.4億円	▲0.1億円	▲25.0%	医療費適正化事業の移行のため
その他の支出（※）	0.1億円	0.1億円	0.0億円	0.0%	
計	31.7億円	31.3億円	0.4億円	1.3%	

（※）「基金積立金」、「公債費」、「諸支出金」、「予備費」



- 総務費
- 国民健康保険事業費納付金
- 保険給付費
- 保健事業費
- その他の支出(※1)

【保険給付費】

医療機関等を受診した際に係る医療費のうち、被保険者が支払う自己負担分を除いた費用
療養給付費、療養費、出産育児一時金、葬祭費など

【国民健康保険事業費納付金】

所得や被保険者数等を基に算出され、県から市町に割り当てられる納付金

【保健事業費】

特定健診・特定保健指導、データヘルス計画に基づく事業など

3 当初予算編成のポイント

1 歳入予算のポイント

1. 税率改定による歳入の増

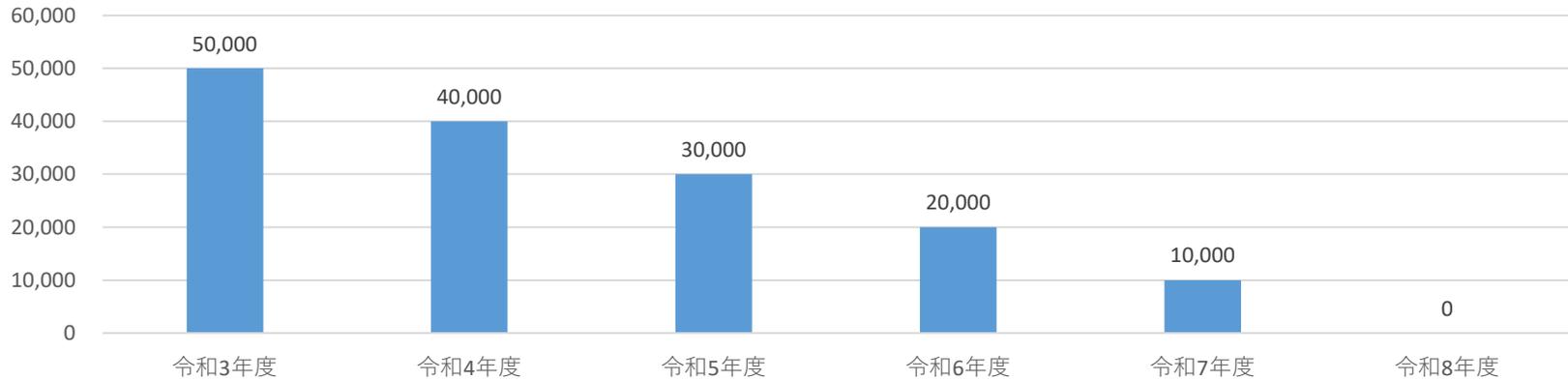
令和8年度から、子ども・子育て支援納付金分を追加し、課税限度額を医療分1万円、後期支援分を2万円引き上げることに伴い、国保税歳入を**8,259千円**の増とした。

2. 赤字削減・解消計画に基づく法定外一般会計繰入金の解消

赤字削減・解消計画に基づき、平成30年度から計画的に法定外一般会計繰入金を削減しており、令和8年度に法定外一般会計繰入金を解消する。

一般会計法定外繰入金

単位：千円



3. 出産育児一時金繰入金の廃止

後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組み（出産育児交付金）が令和8年度から全面的に導入されることに伴い、出産育児一時金繰入金を廃止する。

2 歳出予算のポイント

1. 国民健康保険事業費納付金の増

子ども・子育て支援納付金分の追加等に伴い、国民健康保険事業費納付金を
33,066千円の増とした。

国民健康保険事業費納付金

単位：千円

